

平成21年12月10日  
財団法人日本容器包装リサイクル協会  
(改定日：平成21年12月10日)

## 「特定再商品化製品利用事業者」について（プラスチック製容器包装）

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、再商品化製品の円滑かつ適正な利用促進を目的として、再商品化製品利用事業者のうち、再生処理事業者と緊密な関係を有する会社等の事業者で、以下1)に定義するものを、「特定再商品化製品利用事業者」として定め、再商品化実施契約の当事者として、再生処理事業者、運搬事業者とともに契約締結を行います。主な契約事項は、2)のとおりですが、契約の詳細は、再商品化実施契約書（見本）を確認ください。

落札した保管施設のある再商品化事業者には、再商品化実施契約締結に向けて、特定再商品化製品利用事業者を確認いたします。該当事業者には、別紙「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」および「再商品化実施契約締結委任状」を提出していただきます。

### 1) 「特定再商品化製品利用事業者」の定義（再商品化実施契約書第17条に規定）

「特定再商品化製品利用事業者」とは、再商品化製品利用事業者であり、かつ再生処理事業者との関係において次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 20%以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている場合
- ② 持ち株会社若しくは会社法上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合
- ③ 再生処理事業者の代表者の親族又は再生処理事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再生処理事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
- ④ 再生処理事業者の代表者の親族、再生処理事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の議決権を合わせて20%以上所有している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が再生処理事業者に対して合わせて20%以上の議決権を所有している場合

### 2) 再商品化実施契約書のうち特定再商品化製品利用事業者に係る条項（抜粋） (契約当事者)

第1条 本契約は、以下の指定法人及び会社等を当事者とする。

丁：乙から引き渡された再商品化製品を使用又は利用する再商品化製品利用事業者で、第17条で定義する乙との緊密な関係を有する者。本契約において「特定再商品化製品利用事業者」と称する。

(特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等)

第18条 丁は、再商品化製品の乙からの引き取り、使用、利用及び在庫、再商品化製品利用製品の販

売及び在庫について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後5年間（第5条第2項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合又は第16条第2項の規定により本契約の終了後の期間において再商品化製品利用製品が販売された場合にあつては当該期間の経過後5年間）保管する。

- 2 丁は、乙以外の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。
- 3 材料リサイクル手法において、丁がペレット等の中間製品を製造し、更に自社にて使用する場合には、成形品を再商品化製品利用製品とする。
- 4 丁は、速やかに再商品化製品利用製品を販売するものとし、不合理に再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫或いは廃棄しないものとする。
- 5 丁は、甲から前各号に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応じるものとする。
- 6 丁は、再商品化に係る実施基準に基づき、販売先に関する報告等を遅滞なく行わなければならない。

（現地検査）

第20条 甲は、必要があると認めるときは、本契約の履行に関する検査のため、乙、丙及び丁の事業所及び再生処理施設、その他の施設に甲又は甲の代理人が立入り、現地検査を実施することができるものとする。この場合において、現地検査の実施を求められた事業者は当該現地検査を拒否、妨害若しくは忌避又は現地検査に対する不答弁若しくは虚偽の報告をしてはならず、受託業務及び再商品化製品について甲又は甲の代理人による関係帳票類の閲覧、複写、再生処理施設及びその他の関係施設等の検査、撮影、再生処理施設の稼働状況の確認、再商品化製品の品質検査等、受託業務及び再商品化製品に関する検査並びに調査に協力するものとする。

- 2 第17条2項により本契約の当事者となるべき特定再商品化製品利用事業者が未だ本契約を締結していない状況において、甲が必要であると認めるときは、乙は、甲又は甲の代理人が当該特定再商品化製品利用事業者に対して前項の趣旨の現地検査ができるようその承諾を得る等、甲に協力するものとする。

(別紙)

### 特定再商品化製品利用事業者の登録書類

再商品化製品利用事業者について、特定再商品化製品利用事業者に該当する利用事業者が存在する場合、下記に記入し、代表者印を押印の上、「再商品化実施契約締結委任状」とともに当協会まで送付ください。

(複数者存在する場合には、コピーして必要枚数提出ください。)

締め切りは、平成22年1月21日(木)(消印有効)

再生処理事業者名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 代表者印

特定再商品化製品利用事業者名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 代表者印

再生処理事業者と特定再商品化製品利用事業者の関係について、下記①～④のうち該当する番号およびその詳細を枠内に記入ください。

該当番号	詳細説明

- ① 20%以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている
- ② 持ち株会社若しくは会社法上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする
- ③ 再生処理事業者の代表者の親族又は乙の役員若しくは使用人又はこれらであった者が再商品化製品利用事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再生処理事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している
- ④ 再生処理事業者の代表者の親族、再生処理事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再商品化製品利用事業者の議決権を合わせて20%以上所有している、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が再生処理事業者に対して合わせて20%以上の議決権を所有している

<送付先> 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号郵政福祉琴平ビル  
財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部宛

再商品化実施契約締結委任状（プラスチック製容器包装用）

平成 年 月 日

委任者（特定再商品化製品利用事業者）：

住 所：\_\_\_\_\_

商 号：\_\_\_\_\_

代表者役職・氏名：\_\_\_\_\_ 代表者印

Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

当社は、下記の受任者を代理人と定め、財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する分別基準適合物の平成 22 年度再商品化に係る電子入札の落札結果に基づく平成 22 年度のプラスチック製容器包装再商品化実施契約締結に関して、次の権限を委任します。

委任事項：

1. 別途受任者から提示を受けた平成 22 年度のプラスチック製容器包装再商品化実施契約書（見本）（財団法人日本容器包装リサイクル協会が受任者へ「日容包リ発第 21-314 号」により提示したもの）に示された条項による平成 22 年度のプラスチック製容器包装再商品化実施契約（同契約に基づき特定再商品化製品利用事業者を新たに契約当事者に加えるためのその変更契約を含む。）の当事者として、当該契約を締結する手続きに関する一切の件
2. その他前各号に付帯又は付随する一切の件

受任者（再商品化事業者）：

住 所：\_\_\_\_\_

商 号：\_\_\_\_\_

代表者役職・氏名：\_\_\_\_\_

以上

※この委任状は、受任者において取りまとめのうえ、入札期限（平成 22 年 1 月 21 日）迄に財団法人日本容器包装リサイクル協会に受任者から送付されるものです。

送付先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル  
財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部宛